

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布等について（通知）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずること。

第2 改正法の主な内容

1 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の一部改正（改正法第1条関係）

（1）居住支援の強化

ア 生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化すること。（第3条第2項関係）

イ 生活困窮者住居確保給付金の対象者について、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものを追加すること。（第3条第3項関係）

ウ 生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。 （第3条第6項及び第7条第1項関係）

(2) 就労準備支援及び家計改善支援の強化等

- ア 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する特定被保護者（以下「特定被保護者」という。）を追加すること。（第 3 条第 4 項から第 6 項まで関係）
- イ 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。（第 7 条第 4 項関係）
- ウ 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとする。（第 7 条第 6 項関係）
- エ 生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。（第 12 条及び第 13 条関係）

(3) 関係機関等の連携強化等

- ア 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業等を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 42 条各号に掲げる業務及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号）に規定する児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとする。（第 7 条第 5 項関係）
- イ 都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。（第 8 条第 1 項関係）
- ウ 都道府県等は、支援会議を組織するように努めるものとするとともに、支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する支援会議と相互に連携を図るように努めるものとする。（第 9 条第 1 項及び第 5 項関係）

(4) その他

その他所要の改正を行うこと。

2 生活保護法の一部改正（改正法第 2 条及び第 3 条関係）

(1) 子どもの貧困への対応

- ア 進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、同給付金の対象者について、被保護者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって、厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定

める者を追加すること。（第 55 条の 5 第 1 項関係）

イ 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う子どもの進路選択支援事業を実施することができるものとする。（第 55 条の 10 第 1 項関係）

（2）被保護者に対する自立支援の強化等

ア 保護の実施機関は、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う被保護者就労準備支援事業を実施することができるものとする。（第 55 条の 10 第 1 項第 2 号関係）

イ 保護の実施機関は、被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する被保護者家計改善支援事業を実施することができるものとする。（第 55 条の 10 第 1 項第 3 号関係）

ウ 保護の実施機関は、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する被保護者地域居住支援事業を実施することができるものとする。（第 55 条の 10 第 1 項第 4 号関係）

エ 保護の実施機関は、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を、生活困窮者就労準備支援事業等を実施する都道府県等に通知することができるものとする。（第 55 条の 11 第 1 項関係）

オ 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業（困窮法第 3 条第 4 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第 5 項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第 6 項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第 2 号に係る部分に限る。）をいう。）を利用する場合には、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならないこととしたこと。（第 55 条の 11 第 3 項関係）

（3）被保護者に対する支援に関係する機関等の連携強化等

ア 保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、保護の実施機関から被保護者就労支援事業等の委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたものにより構成される調整会議を組織することができるものとする。（第 27 条の 3 第 1 項関係）

イ 調整会議は、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。（第 27 条の 3 第 5 項関係）

ウ 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会

議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第 27 条の 3 第 6 項関係)

(4) 医療扶助の適正実施等

都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。 (第 81 条の 2 第 1 項関係)

(5) 保護の実施機関についての特例

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、保護の実施機関についての特例について、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入所している場合 (同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。) を対象とすること。 (第 19 条第 3 項及び第 84 条の 3 関係)

(6) その他

その他所要の改正を行うこと。

3 社会福祉法の一部改正 (改正法第 4 条関係)

(1) 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備

ア 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、社会福祉住居施設を設置して第二種社会福祉事業を営もうとする国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。 (第 68 条の 2 第 3 項関係)

イ 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処するものとする。 (第 163 条関係)

(2) 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化等

ア 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業において、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助を行うことを明確化すること。 (第 106 条の 4 第 2 項関係)

イ 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。 (第 106

条の4第4項関係)

ウ 支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。 (第106条の6第5項関係)

(3) その他

その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)

ア 1(3)アのうち児童育成支援拠点事業との連携に関する部分及びイ、2(1)

ア並びに4(3) 公布の日

イ 2(1)イ 令和6年10月1日

(2) 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第2条関係)

(3) 進学・就職準備給付金の支給に関する特例

進学・就職準備給付金の支給に関する規定は、令和6年1月1日から適用するものとする。 (改正法附則第3条関係)

(4) 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。 (改正法附則第4条から第9条まで関係)

第3 その他伝達事項 (居住支援の強化について)

単身高齢世帯の更なる増加や、持ち家比率の低下等により、生活困窮者などの住宅確保が困難な者への住まい支援のニーズは、今後、ますます高まるものと想定される。住まいは生活の基盤であり、生活困窮者などの住宅確保が困難な者が長く安定した住まいの確保ができるようにすることが重要である。

一方で、高齢者や生活困窮者の入居に不安がある大家も多く、その背景には、例えば孤独死のおそれや周辺とのトラブル等といった課題がある。また、住居が確保され

たととしても地域での一人暮らしに不安を抱える者も多いことから、単身高齢世帯等が希望に合った住居を円滑に借りることができるよう、その入居に際し、見守りなどの支援を行うことが求められている。

「第2 改正法の主な内容」の1 (1) 居住支援の強化の内容は、こうした趣旨を踏まえたものであるが、これに関連して、令和5年度補正予算において、総合的な相談支援から見守り等の居住支援までを一貫して行う「住まい支援システム構築に関するモデル事業」を措置している（令和6年度に繰越して実施）。貴職におかれては、今後改正法が施行されるに当たって、自治体での居住支援の強化が期待されることを見据え、当該モデル事業の積極的な活用を御検討いただき、住まいに課題を抱える者への支援の充実、強化を図られたい。

また、本改正の内容については、今般の住宅セーフティネット制度の見直しの内容と組み合わせることで、包括的な居住支援の強化を図ることとしている。今後、福祉部門と住宅部門が連携した支援の実施に向けて、随時、協力の依頼をすることを予定しているので、御承知おき願いたい。

別添1 改正法の概要

別添2 改正法の官報

別添3 住まい支援システム構築に関するモデル事業の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定的な生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定的な生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十一号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「就労」の下に「及び居住」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち次に掲げるものに対し支給する給付金をいう。

一 離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの

二 収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの(前号に掲げる者を除く。)

第三条第四項中「限る。」の下に「及び特定被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及び第二十二條第三項において同じ。)」を加え、同条第五項中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同条第六項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二号中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同号口中「生活困窮者」の下に「又は特定被保護者」を加える。

第四条第二項第一号及び第三項中「及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業並びに」に改める。

第六条第一項中「第三条第三項に規定する」を「第三条第三項各号に掲げる」に改める。

第七条第一項中「を行う」を「並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるものを行う」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項各号に掲げる」を「第二項に規定する」に改め、当たっては「の下に」「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第四十二條各号に掲げる業務」を加え、「業務並びに」を「業務、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

第八條の見出しを「生活困窮者の状況の把握等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

第九條第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七條の第三第一項に規定する調整会議又は社会福祉法第六條の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るように努めるものとする。

第十二條第三号中「及び第二項」を削り、及び生活困窮者一時生活支援事業を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七條第一項及び第二項」を「第七條第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十三條第三号中「及び第二項」を削り、及び生活困窮者一時生活支援事業を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七條第一項及び第二項」を「第七條第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十五條第一項第一号中「昭和二十五年法律第四百四十四号」を削り、同条第四項を削る。

第二十二條第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「居住する住宅を賃貸する者」を「居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者」に、「その」を「これらの」に改め、「状況」の下に「又は当該住宅の確保に関する事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県等は、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三條第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に必要があるとき、生活保護法第五十五條の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十九條第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に関する事項につき、報告を求めることができる。

第二十三條中「同条第二項各号に掲げる」を「同条第二項に規定する」に改める。

第二十八條中「第九條第五項」を「第九條第六項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二條 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に、「第五十五條の九」を「第五十五條の十」に改める。

第二十七條の二中「及び第五十五條の八第一項」を「第五十五條の八第一項」に、「を行う」を「及び第五十五條の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業の」に改める。

「第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金」を「第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五條の五の見出しを「進学・就職準備給付金の支給」に改め、同条第一項中「教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者

二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

第五十五條の五第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五條の六中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「雇主」を「雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」に改める。

「第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「第九章 被保護者就労支援事業等」に改める。

第五十五條の七第一項中「以下」を「第五十五條の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下」に改める。

第九章中第五十五條の九の次に次の一条を加える。

2 子どもの進路選択支援事業（子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）を実施することができる。

第五十七條から第五十九條までの規定、第六十四條、第六十五條第一項及び第六十六條第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十條第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五條の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十一條第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五條の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十三條第三号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

第七十五條第一項第二号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

第七十六條の三中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十八條第三項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第八十一條の二第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第二項中「効果的」を「並びに子どもの進路選択支援事業の効果的」に改める。

第八十五條第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第八十五條の二中「において」を「及び第五十五條の十第二項において」に改める。

附則第九項及び第十二項中「第七十五條第二項」を「第七十五條第三項」に改める。

別表第一の六の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第三条 生活保護法の一部を次のように改正する。

「目次中「第五十五条の十」を「第五十五条の十一」に改める。
第十九条第三項中「若しくは私人」を「又は私人」に改め、「又は第三十四条の第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合」を削り、「同項各号を削る。」

第二十七条の二中「及び第五十五条の十第一項」を「第五十五条の十第一項第一号」に、「のほか」を「同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業のほか」に改める。
第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(調整会議)

第二十七条の三 保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、第五十五条の七第二項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたもの（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「調整会議」という。）を組織することができる。

2 調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 調整会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 調整会議は、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉法第六十六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議が定める。
第三十一条第四項中「介護老人福祉施設」の下に「同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。」を、「施設介護」の下に「（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十四条の二第二項中「居宅介護」の下に「（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）」を、「施設介護、介護予防」の下に「同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。」を加え、「第十五条の二第七項」を「同条第七項」に改める。

第五十五条の七第一項中「第五十五条の十第一項」を「第五十五条の十第一項第一号」に改める。
第五十五条の十の見出しを「子どもの進路選択支援事業等」に改め、同条第一項を次のように改める。

保護の実施機関は、次に掲げる事業を実施することができる。

一 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）

二 雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業（以下「被保護者就労準備支援事業」という。）

三 被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する事業（以下「被保護者家計改善支援事業」という。）

四 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居住支援事業」という。）

第五十五条の十第二項中「子どもの進路選択支援事業」を「前項各号に掲げる事業」に改め、第九章中同条の次に次の一条を加える。

(特定被保護者対象事業の利用)

第五十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者であつて、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者に該当すると認められるもの（以下この条において「特定被保護者」という。）について、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に係る部分に限る。）をいう。第三項において同じ。）を実施する同法第四条第三項に規定する都道府県等に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を行った場合は、その旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとする。

3 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合には、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならない。

第七十条第七号及び第七十一条第七号中「の実施」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施」に改める。

第七十五条第二項各号中「に係る」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係る」に改める。

第八十一条の三（平成二十五年法律第五号）を削り、同条を第八十一条の四とする。
第八十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「都道府県知事は」の下に「前条第一項に規定するもののほか」を加え、同条第二項中「前項」を「前条第一項及び前項」に、「効果的」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の効果的」に改め、同条第八十一条の三とし、第八十一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(都道府県の援助等)
第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査、分析及び評価（以下この条において「調査等」という。）を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、調査等の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、都道府県知事が調査等を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。
第八十四条の三（特別養護老人ホーム）に入所している者又は「特別養護老人ホームに入所している者」に「に対する」を「又は介護保険法第八十一条に規定する特定施設に入居している者若しくは介護老人福祉施設に入所している者（同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを受けている者に限る。）に対する」に、「引き続き入所して」を「引き続き入所し、又は入居して」に改める。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」を「第二十七条の三第六項、第五十五条の七第三項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）
第四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の二に次の一項を加える。

3 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、前項の規定による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第六十六條の四第二項第二号中「助言」の下に、「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の住居の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の住居の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六十六條の六第一項中「第六十六條の四第四項」を「第六十六條の四第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

第六十五條第一号中「第六十六條の四第五項」を「第六十六條の四第六項」に改め、同条第二号中「第六十六條の六第五項」を「第六十六條の六第六項」に改める。

第六十三條第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十八條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則第十六項中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定、公布の日（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに）に改める部分に限る。）公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日
- 二 第二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中社会福祉法附則第十六項の改正規定、令和六年十月一日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（進学・就職準備給付金の支給に関する特例）
第三条 第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に関する経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居している者（生活保護法第十五条の二第二項に規定する特定施設入居者生活介護を同項に規定する居宅介護を行う者に委託し、又は同条第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を同項に規定する介護予防を行う者に委託して行っている場合において、これらの介護扶助を受けている者を除く。）については、第三条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、適用しない。

（住民基本台帳法の一部改正）
第五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九の四の四「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）
第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第八条において「第一号施行日」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九の五」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）
第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 武見 敬三